

医療経営支援課

1. 医療法人の経営情報等の適切な報告について

- 令和5年8月から、医療の置かれている現状と実態を把握するために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民の理解に向けた丁寧な説明を行うため、医療法人が開設する病院及び診療所に係る経営情報を新たに収集し、データベースとして整備している。
- 令和5年8月以降に決算を迎えた医療法人からの報告については、電子での承認及び紙媒体の転送に、お忙しい中ご対応いただき感謝申し上げます。皆様のご協力のおかげで、制度開始初年度から、十分に分析を行える数の法人から報告をいただきました。
- これから、最も対象数が多い3月末決算法人からの報告を迎えることとなるが、引き続き、電子での承認及び紙媒体の転送へのご協力をお願いします。
- また、令和7年4月1日から、報告システムがG-MISから（独）福祉医療機構（WAM）が構築するシステムに切り替わる。医療法人が新システムを利用するためには、事前申請が必要となるが、令和6年度中であれば、簡易に申請が完了する登録フォームが利用可能なので、所管の医療法人への申請勧奨をお願いしたい。

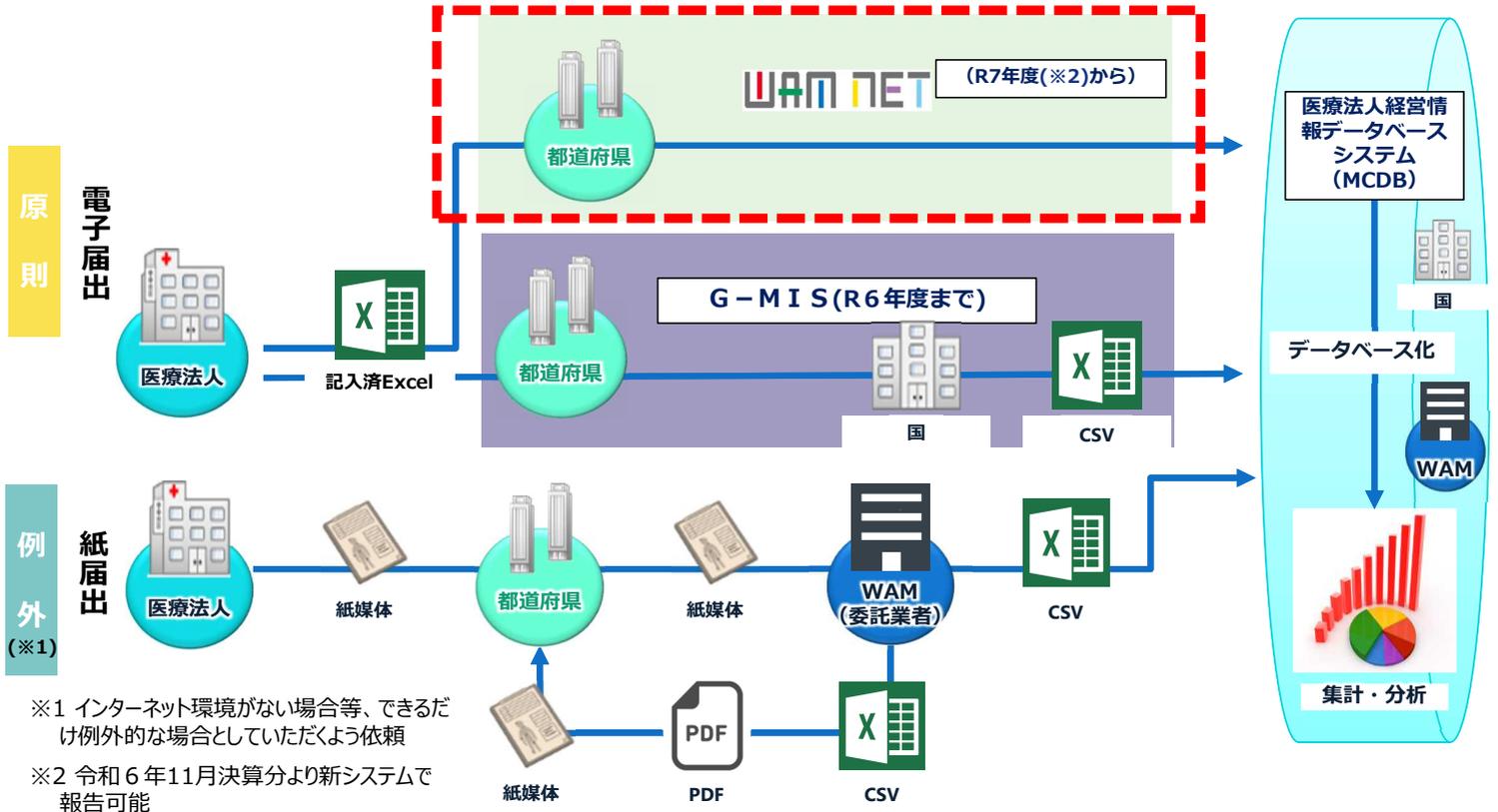
（参考：「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」

厚生労働省ホームページURL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html

令和7年度からの新システムの概要

- 医療法人の事業報告書等・経営情報等の報告システムは、利用者の利便性の向上を目指すとともに、データ収集と分析を一元的に行えるよう、令和7年度よりG-MISから、福祉医療機構が構築する新システムへと移行します。
- 移行に伴い、電子的な提出率の向上を図ります。



2. 地域医療連携推進法人制度について

- 地域医療連携推進法人（以下「連携法人」という。）制度は、平成29年4月に施行し、令和7年1月1日時点で45法人が認定されている。
- 制度の活用促進のため、令和6年4月1日からは次の制度見直しを行っている。
 - ① 資金貸付や出資を行わないことを定款に定める場合は、個人立の医療機関等の参加を可能とし、併せて、公認会計士等による外部監査を原則不要とするとともに、参加法人等が重要事項を決定する際の連携法人への意見照会について、一部の重要事項（※）を不要とすることができる。

（※）予算の決定又は変更、借入金の借り入れ、定款又は寄附行為の変更

また、既設の連携法人であっても、上記を定款に定めることで個人立の医療機関等を参加法人等に加えることが可能となる。
 - ② 手続きの簡素化として、代表理事の選任時に求められる都道府県知事の認可及び都道府県医療審議会への意見聴取について、代表理事の再任時には不要とする。
- 連携法人制度は、医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設されたもので、複数の医療機関等が参加することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保することを目的としている。自治体が参加法人等となって設立される連携法人も増えており、各都道府県において、地域の状況に応じて本制度を有効に活用していただきたい。

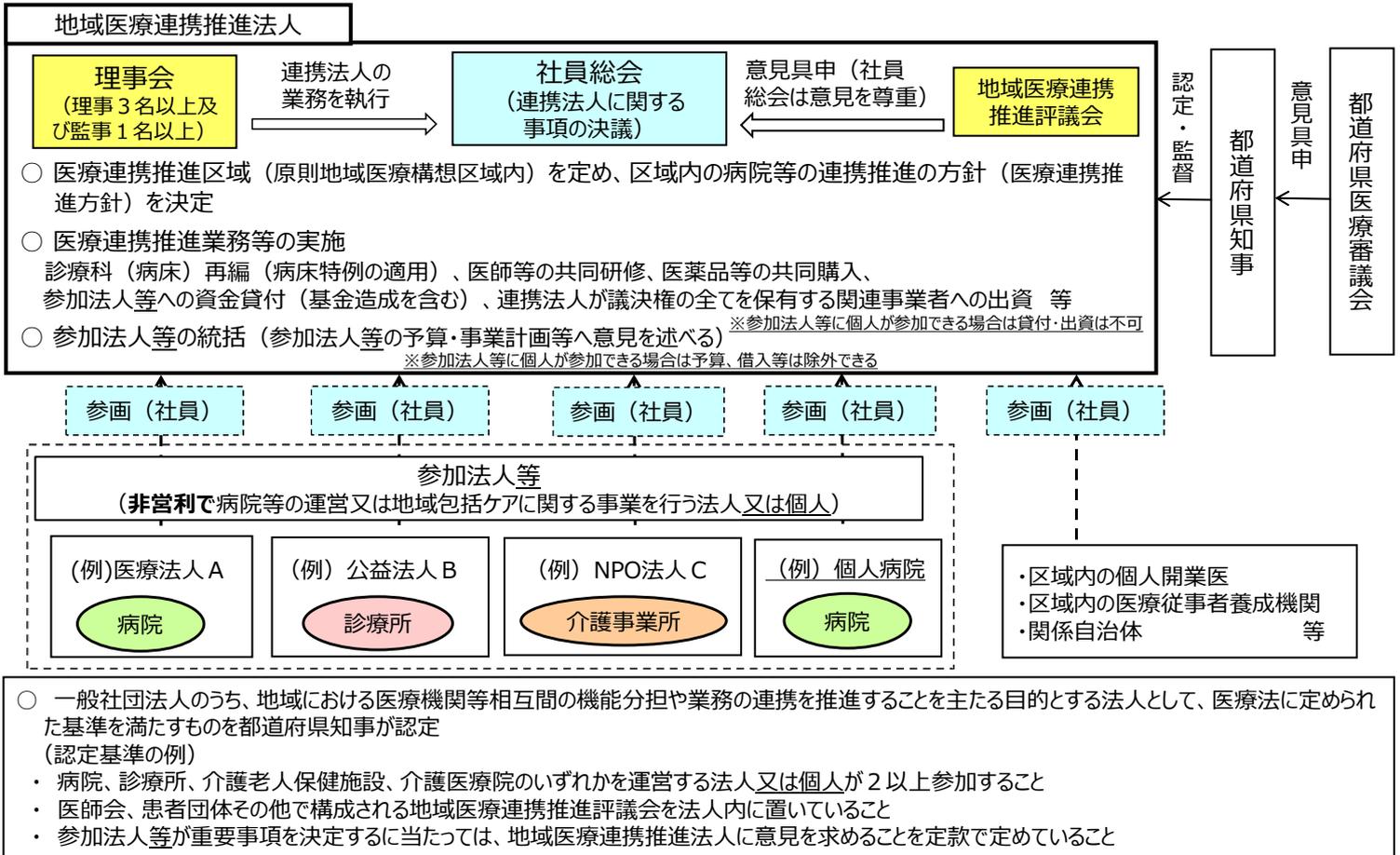
【PI支4】

- また、病床機能の転換や複数医療機関の再編等について具体的取組を進めていくことを目的として連携法人を立ち上げる場合、立ち上げ時に必要となる費用を、地域医療介護総合確保基金の対象経費とすることができるので（令和3年9月28日医政地発0928第1号）、その活用についても引き続き御協力をお願いする。
- さらに、今年度、連携法人の取組内容やその効果等を調査し事例集を作成している。4月以降に厚労省HPに掲載予定なので参考としていただきたい。

地域医療連携推進法人制度の概要

※制度改正後（令和6年4月1日以降）
下線部分が改正箇所

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



3. 医療法人におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融に係る対策について

- 国際展開に関する業務を行う医療法人（以下「医療法人」という。）については、「医療法人の国際展開に関する業務について」（平成26年3月19日付け医政発0319第5号）により、監督庁への出資に関する事前・事後の届出及び毎事業年度終了後3か月以内の事業報告書の提出等の遵守すべき事項を定めている。
- 当該通知に基づく届出及び事業報告書は、医療法人の海外における活動内容を把握でき、医療法人のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融に係る対策に資するものであるため、引き続き、医療法人に対し、当該通知における遵守事項の周知・徹底に取り組むようお願いする。【PI支7】
- 日本が加盟しているFATF（Financial Action Task Force（金融活動作業部会））では、FATF事務局及びその他加盟国の専門家で構成される審査団による相互審査として、加盟国のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策への取組状況を評価し、その結果に応じて3つの類型（通常フォローアップ国、重点フォローアップ国、観察対象国）に分類したうえで報告書を公表している。
- 令和3年8月に公表された第四次対日相互審査の報告書において、日本は重点フォローアップ国とされたことから、3年間フォローアップ審査を受けることとなり、フォローアップ期間中に不十分と評価された項目の取組を改善し評価を引き上げることが要請されている。
- 医療法人を含むNPO等（非営利法人）に係る項目については、一番低い評価を受けており、特に優先して取り組むべき行動として、「テロ資金供与に悪用されるリスクがあるNPO等、特にリスクの高い地域で活動しているNPO等についての完全な理解を確保するとともに、リスクに見合ったアウトリーチ、ガイダンス提供、モニタリング又は監督を行う。」ことが求められている。
- そこで、テロ資金供与への悪用防止の取組をより実効性の高いものとするため、「国際展開を行う医療法人へのモニタリングについて」（令和6年1月12日付け事務連絡）により、医療法人を対象にフローチャートを用いたモニタリングの実施をお願いしご対応いただいた。引き続き、新規に国際展開を行う医療法人があれば、フローチャートを用いたモニタリングの実施について対応をお願いする。【PI支18】

○ なお、医療法人を含む NPO 等（非営利法人）においてフローチャートを用いたモニタリングを実施したことにより、今年度実施された第 3 回フォローアップ審査において、医療法人を含む NPO 等（非営利法人）に係る項目の評価が合格水準まで引き上げられている。

○ 「令和 4 年犯罪収益移転危険度調査書の公表及びテロ資金供与に係る対策の好事例の提供について」（令和 4 年 12 月 8 日付け事務連絡）により、警察庁が毎年公表している「犯罪収益移転危険度調査書」及び令和 4 年 6 月に内閣府が公表した公益法人におけるテロ資金供与対策のポイント等を記載している「公益法人におけるテロ資金供与対策について」を紹介している。上記資料も参照のうえ、引き続き、医療法人への適切な指導・監督をお願いします。【PI 支 23】

○ なお、犯罪収益移転危険度調査書について、令和 6 年のものが公表されているので、掲載されている警察庁ホームページの URL を共有させていただく。

警察庁 HP: <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

○ また、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る財務省ホームページの URL も共有させていただくので、参考としていただきたい。

財務省 HP: https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/

事務連絡
令和3年8月31日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人が国際展開に関する業務を行うに当たって遵守すべき事項の
周知・徹底について

日本が加盟している FATF（Financial Action Task Force（金融活動作業部会））では、加盟国のマネーロンダリング・テロ資金対策に関する FATF 勧告の実施状況について、FATF 事務局・その他加盟国の専門家で構成される審査団が評価を行っており、令和元年には、金融機関をはじめ、医療法人を含む NPO 等（非営利法人）についても第四次対日相互審査が行われ、今般、その報告書が公表されたところです。

併せて、政府は、今般の報告書公表を契機として、今後3年間の行動計画（別添）を策定・公表し、強力に対策を進めていくこととしております。

【報告書概要（仮訳）】

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/fatf/fatf_houdou_20210830_1.html

NPO 等に関する優先して取り組むべき行動として、

- ・ テロ資金供与に悪用されるリスクがある NPO 等、特にリスクの高い地域で活動している NPO 等についての完全な理解を確保するとともに、リスクに見合ったアウトリーチ、ガイダンス提供、モニタリング又は監督を行う。

とされていることを踏まえ、貴管下の医療法人に対して下記について引き続き、ご指導いただくよう、よろしく願いいたします。

記

国際展開に関する業務を行う医療法人（以下「医療法人」という。）に関しては、「医療法人の国際展開に関する業務について」（平成26年3月19日医政発0319第5号）により、監督庁への出資に関する事前・事後の届出及び毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書の提出等の遵守すべき事項を定めているところです。

当該通知に基づく届出及び事業報告は、医療法人の海外における活動内容を把握でき、医療法人のマネーロンダリング・テロ資金供与対策に資するものであるため、FATFの対日審査報告書を踏まえて、引き続き、各都道府県においては医療法人に対し、当該通知における遵守事項を周知・徹底に取り組んでいただくとともに、医療法人を適切に指導・監督いただくよう、よろしくお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話：03-5253-1111（内線 2640）

メールアドレス：iryouhoujin@mhlw.go.jp

【 改 正 後 全 文 】
医政発0319第5号
平成26年3月19日
最終改正 医政発0329第36号
平成31年3月29日

各 都 道 府 県 知 事
各 地 方 厚 生 (支) 局 長 } 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の国際展開に関する業務について

「医療法人の附帯業務の拡大について」(平成26年3月19日医政発0319第4号)により、医療法人の附帯業務に、「国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する業務」として「海外における医療施設の運営に関する業務」を追加することに伴い、今般、医療法人が国際展開に関する業務を行うに当たって遵守すべき事項について、下記のとおり定めたので通知する。

貴職におかれては、下記について、御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方お願いします。

記

第1 附帯業務として実施すること

本業務を実施するに当たっては、本来業務である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない範囲内で行われること。

第2 出資の価額

本業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資の価額及びその総額は、直近の会計年度において作成された貸借対照表の繰越利益積立金の範囲内とすること。その際、「医療法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第95号)を適用し

た会計処理がされること。

ただし、「医療法人会計基準」の公布以前に開始した会計年度について「医療法人会計基準について」（平成26年3月19日医政発0319第7号）により周知した会計基準を適用している場合は、この限りではないこと。

また、医療法人が出資を行う前に、監督庁に対して、別添1の様式に従い、出資する法人の名称、出資の価額等について届け出ること。出資後は、監督庁に対して、別添2の様式と出資先と出資額を証明する資料を届け出ること。

第3 事業報告

海外で行う医療の適正性を担保する観点から、国際展開に関する業務を行う医療法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、別添3の様式による事業報告書を監督庁に提出すること。なお、監督庁は、受領した事業報告書の写しを厚生労働省に提出すること。また、医療法人は、監督庁及び厚生労働省の求めに応じて、適宜、必要な報告を行うこと。

第4 その他

社会医療法人が国際展開に関する業務を行う場合には、これ以降、収益業務ではなく附帯業務として扱い、出資の価額など本通知などで定める事項を遵守すること。

国際展開に関する業務における出資に関する届出（事前）

年 月 日

医療法人の名称	
医療法人の住所	
事業を行う国の名称	
事業の具体的内容	
確認事項	<p>下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。</p> <p>問1 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する事業といえますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問2 日本や現地の法令等に従って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問3 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問4 医療法人の本来業務に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問5 その他、医療法人の本来業務に支障を与える可能性のあることは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
今回の出資の価額	
他の現地法人に対するものを含め、これまで出資した価額の総額	
繰越利益積立金の額	

※ 適宜、財務諸表や事業内容がわかる資料などを添付してください。

国際展開に関する業務における出資に関する届出（事後）

年 月 日

医療法人の名称	
医療法人の住所	
事業を行う国の名称	
事業の具体的内容	
確認事項	<p>下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。</p> <p>問1 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する事業といえますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問2 日本や現地の法令等に従って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問3 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問4 医療法人の本来業務に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問5 その他、医療法人の本来業務に支障を与える可能性のあることは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
今回の出資の価額	
他の現地法人に対するものを含め、これまで出資した価額の総額	
繰越利益積立金の額	

※ 出資先と出資額を証明する資料（振込証書等）を添付してください。

国際展開に関する業務に係る事業報告書

年 月 日

医療法人の名称	
医療法人の住所	
事業を行っている国の名称	
事業の具体的内容	
確認事項	<p>下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。</p> <p>問1 日本や現地の法令等に従って、医療を提供していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ（現地の行政などから指導をされた場合を含む）</p> <p>問2 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ（現地の行政などから指導をされた場合を含む）</p> <p>問3 今事業年度における事業の運営状況はどうですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 黒字である <input type="checkbox"/> わずかに黒字である</p> <p><input type="checkbox"/> わずかに赤字である <input type="checkbox"/> 赤字である</p> <p>問4 医療法人の本来業務の運営に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行っていませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問5 今後の事業の方向性はどのような予定ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 拡大する予定 <input type="checkbox"/> 現状維持する予定</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小する予定 <input type="checkbox"/> 撤退する予定</p>
平成〇年度における事業の概況について（現地法人の財務状況についても記載すること）	
今後の事業の計画について	

※ 適宜、事業報告書、現地法人の財務状況がわかる資料などを添付してください。

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画

1. マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係るリスク認識・協調				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	国のリスク評価書の刷新	マネロン、テロ資金供与及び拡散金融に対する理解を向上させるため、リスク評価手法の改善等によって、国のリスク評価書である犯罪収益移転危険度調査書を刷新する。	令和3年末	警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、その他関係省庁
(2)	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の設置	「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置し、マネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る国の政策を策定・推進する。	実施中	警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、内閣官房、その他関係省庁
(3)	国の政策策定	刷新された犯罪収益移転危険度調査書に基づき、マネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る国の政策を策定する。	令和4年春	警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、内閣官房、その他関係省庁
2. 金融機関及び暗号資産交換業者によるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策及び監督				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する監督当局間の連携の強化、適切な監督態勢の整備するほか、リスクベースでの検査監督等を強化する。	令和4年秋	金融庁、その他金融機関監督官庁
(2)	金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施	マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインを更新・策定するとともに、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る義務の周知徹底を図ることで、金融機関等のリスク理解を向上させ、適切なリスク評価を実施させる。	令和4年秋	金融庁、その他金融機関監督官庁
(3)	金融機関等による継続的顧客管理の	取引モニタリングの強化を図るとともに、期限を設定して、継続的顧客管理などリスクベースでのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化を図る。	令和6年春	金融庁、その他金融機関監督官庁

	完全実施			
(4)	取引モニタリングの共同システムの実用化	取引時確認、顧客管理の強化および平準化の観点から、取引スクリーニング、取引モニタリングの共同システムの実用化を図るとともに、政府広報も活用して国民の理解を促進する。	令和6年春	金融庁
3. 特定非金融業者及び職業専門家によるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策及び監督				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	監督ガイドライン策定・リスクベースの監督強化	マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインを更新・策定するとともに、適切な監督態勢を整備するほか、リスクベースでの検査監督を強化する。	令和4年秋	警察庁、特定非金融業者及び職業専門家所管行政庁
(2)	特定非金融業者及び職業専門家に対するリスク評価・顧客管理強化等	マネロン・テロ資金供与対策義務に関する周知徹底を図り、リスク理解を向上させる。この他、マネロン・テロ資金供与対策の強化の一環として、継続的顧客管理及び厳格な顧客管理措置、疑わしい取引の届出の質の向上に取り組む。	令和4年秋	警察庁、特定非金融業者及び職業専門家所管行政庁
4. 法人、信託の悪用防止				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	法人・信託の悪用防止	法人及び信託がマネロン・テロ資金供与に悪用されることを防ぐため、法人及び信託に関する適切なリスク評価を実施し、リスクの理解を向上させる。	令和4年春	法務省、警察庁
(2)	実質的支配者情報の透明性向上	全ての特定事業者が、期限を設定して、既存顧客の実質的支配者情報を確認するなど、実質的支配者に関する情報源を強化する。	令和6年春	法務省、警察庁、特定事業者所管行政庁
		株式会社の申出により、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する制度を今年度中に開始するとともに、実質的支配者情報を一元的に管理する仕組みの構築に向け、関係省庁が連携して利用の促進等の取組みを進める。	令和4年秋	
(3)	民事信託・外国信託に関する実質的	信託会社に設定・管理されていない民事信託及び外国信託に関する実質的支配者情報を利用可能とし、その正確性を確保するための方策を検討し、実施	令和4年秋	法務省、その他関係省庁

	支配者情報の利用・正確性確保	する。		
(4)	法人・信託に関するガイドランス作成	都道府県警や国税庁等の法執行機関向けに、法人及び信託の実質的支配者情報に適時にアクセスするためのガイドランスを作成する。	令和4年秋	警察庁、財務省及びその他関係省庁
(5)	特定非金融業者及び職業専門家の顧客管理の実施	全ての特定非金融業者及び職業専門家に実質的支配者情報の確認を含む顧客管理義務の対象とすることを検討し、所要の措置を講じる。	令和4年秋	警察庁、特定非金融業者及び職業専門家所管行政庁
5. マネロン・テロ資金供与の捜査及び訴追等				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	マネロン罪の法定刑引上げ	組織的犯罪処罰法について検討し、所要の措置を講じる。	令和4年夏	法務省、内閣官房
(2)	マネロン罪の捜査・訴追の強化	重大・複雑なマネロンの更なる捜査・訴追や、マネロンの起訴率の向上のため、タスクフォースの設置、各種通達等の発出等を行い、これらを踏まえた捜査・訴追を実施する。	令和4年秋	法務省、警察庁
(3)	捜査・没収の強化	犯罪収益や、マネロンに関連する犯罪供用物の押収・没収・追徴を適切に実施するため、リスクが高い分野に関する犯罪収益追跡捜査、没収・追徴及びその保全の積極活用、没収の執行強化を行う。	令和4年秋	法務省、警察庁
(4)	税関の対応強化	国境での現金の差し止めを強化するとともに、現金の輸出入情報の警察庁への共有を促進する。	実施中	財務省
(5)	テロ資金等提供罪の強化	テロ資金提供処罰法について検討し、所要の措置を講じる。	令和4年夏	法務省、内閣官房
(6)	テロ資金等提供罪の捜査・訴追の強化等	テロ資金等提供罪の捜査・訴追に関する関係省庁の連携強化のためのタスクフォースを設置し、テロ資金等提供罪の捜査・訴追に取り組む。 また、テロ資金供与のリスク理解向上のため、当局及び特定事業者への周知を実施する。	令和4年秋	法務省、警察庁、その他関係省庁

6. 資産凍結及びNPO				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	資産凍結措置の範囲の拡大と明確化	制裁対象者に支配される者等の資産凍結を実施するとともに、外為法による資産凍結措置の範囲を告示等により明確にする。また、国際テロリスト財産凍結法についても検討し、所要の措置を講じる。	令和4年夏	【外為法】 財務省、経済産業省 【国際テロリスト財産凍結法】 内閣官房、警察庁、その他関係省庁
(2)	遅滞なき資産凍結	国連安全保障理事会制裁委員会等による資産凍結等の対象となる個人・団体の指定後遅滞なく資産凍結措置を行うため、告示の発出プロセスを迅速化する。	実施中	外務省、財務省、警察庁
(3)	特定事業者による資産凍結措置の執行の強化	特定事業者のモニタリングなどにより、第三者が関与する制裁対象者との取引の防止を含め、資産凍結措置の執行を強化する。	令和4年秋	財務省、特定事業者所管行政庁
(4)	大量破壊兵器拡散に関わる居住者の資産凍結	国連安全保障理事会決議等で指定された大量破壊兵器拡散に関わる居住者の資産凍結を実施するための法制度の整備について検討し、所要の措置を講じる。	令和4年夏	内閣官房、警察庁、外務省、財務省、経済産業省、その他関係省庁
(5)	NPOのリスク評価とモニタリング	NPOがテロ資金供与に悪用されるリスクについて適切に評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施する。	令和4年春	内閣府、文部科学省、厚生労働省、外務省、警察庁、財務省
(6)	NPOへの周知	高リスク地域で事業を実施するNPOの活動の健全性が維持されるよう、テロ資金供与リスクとテロ資金供与対策の好事例に関する周知を行う。	令和4年春	内閣府、文部科学省、厚生労働省、外務省、警察庁、財務省

事務連絡
令和6年1月12日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

国際展開を行う医療法人へのモニタリングの実施について

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になり、マネー・ローンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化していることを踏まえ、現在、我が国においては、テロ資金供与に係る対策について、政府一体となって強力に対策に取り組んでいるところです。

テロ資金供与に巻き込まれることは、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、医療法人全体の信頼を損ね、地域の医療提供体制を脅かすことにも繋がりますので、当課としても、政府の取組の周知、国際展開を行う医療法人への監督・指導の徹底をお願いしてきたところですが、テロ資金供与への悪用防止の取組をより実効性の高いものとするため、国際展開を行っている医療法人を対象にモニタリングの実施を下記のとおりお願いいたします。

なお、今般の令和6年能登半島地震の影響により実施することが困難な場合は、当該地震への対応が落ち着き次第、実施いただくようお願いいたします。

記

1 モニタリングフローチャートの実施

- ・ 別添1（モニタリングフローチャート）により、追加アプローチの要（「資金移動」の項目に高リスクがある場合又は「海外パートナー」の項目に2つ以上の高リスクがある場合）・不要を確認してください。
- ・ 1法人で複数国において国際展開を行っている医療法人においては、国ごとに実施してください。
- ・ 現在、国際展開を行っている医療法人に対するモニタリングフローチャートの結果は、2月16日（金）までに当課あて報告してください。また、新しく国際展開を行う医療法人についても、実施後速やかに報告いただきま

すようお願いいたします。

2 追加アプローチの実施

1で追加アプローチ要となった医療法人には、別添2（リスク項目確認票）を送付いただき、追加アプローチを実施してください（対面、Web方式等形式は問いません。）。

追加アプローチの結果、テロ資金供与リスクの懸念がある場合（質問の回答で「いいえ」とされたもの）、改善に向けた取組について、医療法人に指導いただきますようお願いいたします。

また、追加アプローチの結果（リスク項目確認票の回答）及びテロ資金供与リスクの懸念に対する指導を行った場合における当該指導内容について、改善するまでの間、定期的に当課あて報告いただきますようあわせてお願いいたします。

なお、現在、国際展開を行っている医療法人で追加アプローチ要となった医療法人については、追加アプローチを早々に実施いただき、3月15日（金）までに当課あて報告いただきますようお願いいたします（新しく国際展開を行う医療法人で追加アプローチ要となった場合も、適時、追加アプローチを行っていただき当課あて報告いただくようお願いいたします。）。

【照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室

電話番号 03-5253-1111（内線 2640）

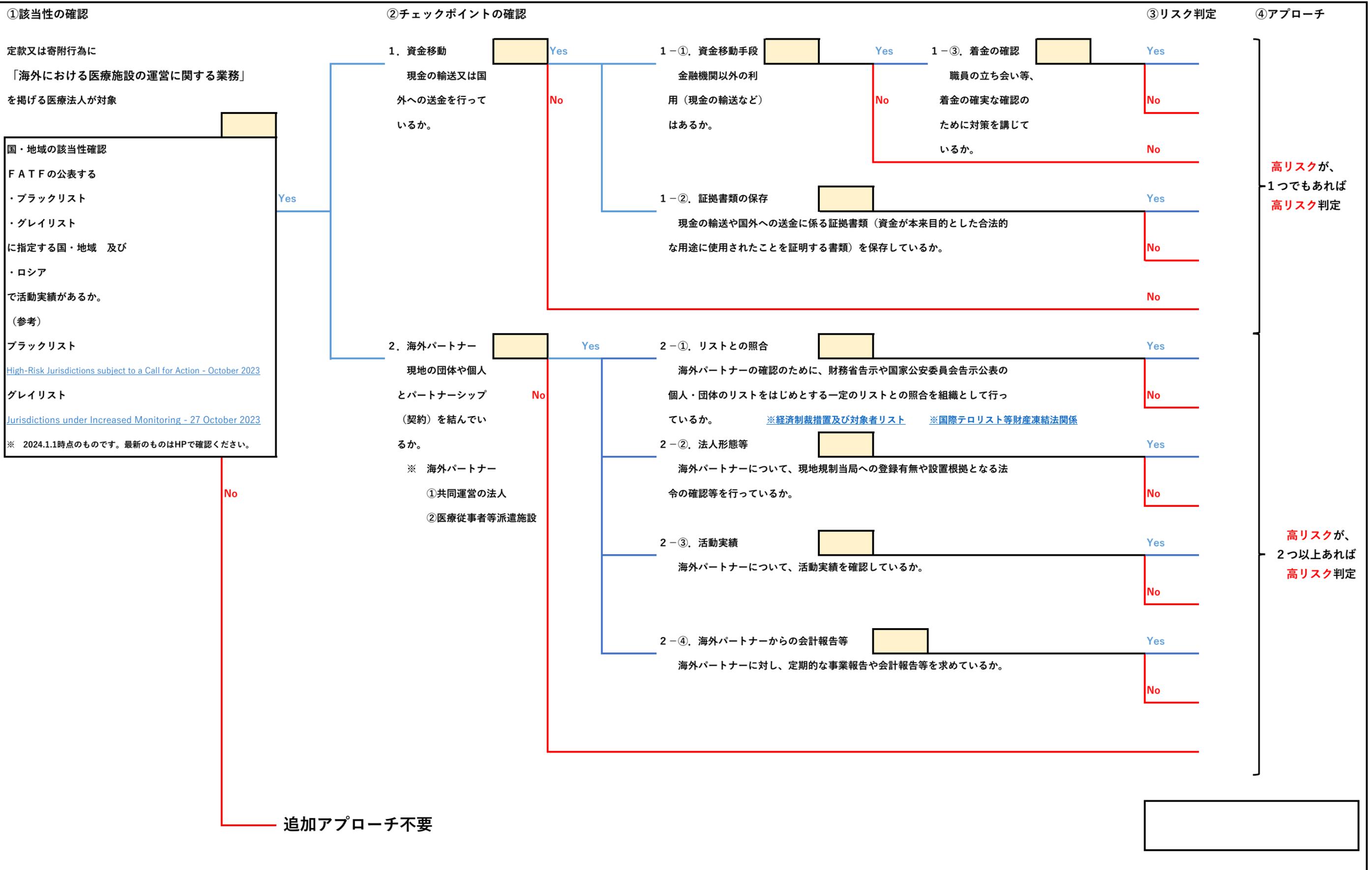
E-mail iryouhoujin@mhlw.go.jp

提出日：

法人名：

事業実施国：

について、記載・選択ください。



リスク項目確認票

提出日： 法人名： 事業実施国： について、選択・記載ください。

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
1. 情勢		
① 事業を実施している国・地域及びその周辺におけるテロ行為の発生状況を確認していますか。		
<p>(補足)</p> <p>● 国際テロ情勢に係る動向を取りまとめている「国際テロリズム要覧」（公安調査庁）や、テロ情報を含めた各国の現地情勢を取りまとめている「海外安全ホームページ」（外務省）などの情報を踏まえて、事業の実施国・地域がテロ行為にさらされている地域やその周辺に該当するかどうかを確認することが重要です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; background-color: #0056b3; color: white; text-align: center;">国際テロリズム要覧</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; background-color: #0056b3; color: white; text-align: center;">海外安全ホームページ</div> </div>		
2. 資金移動 ※ 該当しない場合は「-」。		
① 現地での金融機関の口座からの引出しや経費の支出に当たっての手順を定めていますか。		
② 現金や金融機関の口座、その他の財産の管理方法を定め、定期的に確認していますか。		
③ 現地で目的外の資金等に悪用された（悪用される蓋然性が高い）場合の対応について定めていますか。		
④ 金融機関以外を利用した場合、職員の立ち会い等、着金の確実な確認のために対策を講じていますか。		
⑤ 現金の輸送や国外への送金に係る証拠書類（資金が本来目的とした合法的な用途に使用されたことを証明する書類）を保存していますか。		
<p>(補足) ※現地の法人での資金管理</p> <p>● 現地で金融取引や現金での支払い等を行う際の取扱い（引出しを行う者とは別の者からの承認を得る等）や口座の入出金の記録の保存、その定期的な確認等、口座からの引出しや経費の支出に当たっての手順をあらかじめ定めておくことが重要です。【①関係】</p> <p>● 資金（現金や預金）や帳簿の管理は1人に任せず、複数者で行ってください。また、実際の資産の管理状況と支出報告や帳簿との整合性を定期的に確認してください。【②関係】</p> <p>● 資金が悪用された（される恐れのある）場合、適切な対応を検討するための体制をあらかじめ定めておくことも重要です。【③関係】</p>		

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
-----	----	-----------------

（補足）※国外送金等

- 金融機関等には、犯罪収益移転防止法または外為法により、テロ資金供与を防止するための規制が設けられています。医療法人が資金を移動させる場合には、原則として、これらの金融機関等を利用してください。【④関係】
- 紛争地域や被災地などでは、現金以外の利用が困難な場合もあります。現金の輸送や金融機関等以外の送金手段の利用は、一般にテロ資金供与の高いリスクを伴うため、例外扱いとしてください。【④関係】
- 現金の輸送や金融機関等以外の送金手段を利用する必要がある場合には、これらを利用する者とは別の責任者が利用の承認を行うなど、法人内部のルールをあらかじめ取り決めておくことが重要です。その上で、現金の輸送や金融機関等以外の送金手段の利用は必要最小限の金額とするとともに、支出先の身元を十分確認してください。【④関係】
- 医療法人から海外の拠点（自法人の海外拠点や海外パートナー）への資金の移動について、資金の流れを証明する証拠書類を確認し、保管してください。【⑤関係】

3. 海外パートナー ※ 該当しない場合は「-」。

① 海外パートナーについて、テロリストやテロ組織との関わりがないことを確認していますか。		
② 海外パートナーについて、現地規制当局への登録有無や設置根拠となる法令の確認等を行っていますか。		
③ 海外パートナーについて、活動実績を確認しているか。		
④ 海外パートナーに対し、定期的な事業報告や会計報告等を求めていますか。		

（補足）

- 現地法人と共同で医療機関の運営、現地法人への医療技術等の教授等、現地のパートナーと連携することがあります。海外パートナーがテロリストやテロ活動につながりを持っていないか、資産凍結等の対象となっていないか確認することはテロリストの関与を避けるため重要です。【①関係】
- また、海外パートナーがどのような法律に基づき設立され、現地の規制当局に登録されているか。その法律により、団体にはどのような規制が設けられているか、これまでどのような活動実績があるか、確認することも重要です。【②、③、④関係】
- なお、海外パートナーの事業内容が漠然としている。海外パートナーからの提案に、未知の団体や新たに設立された団体への事業の委託が含まれている。海外パートナーの主要活動場所とされる住所に連絡がとれない。海外パートナーから現金での支払いを求められる。海外パートナー名義でない口座への振込や、海外パートナーの拠点もなく、事業も行っていない国の口座への振込を求められる。パートナーが異常なレベルの守秘義務を求めてくる。といった事例があった場合は医療法人が悪用されるリスクが高い可能性がありますので、注意が必要です。【①、②、③、④関係】

経済制裁措置及び対象者リスト

国際テロリスト等財産凍結法関係

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

令和 4 年犯罪収益移転危険度調査書の公表及び
テロ資金供与に係る対策の好事例の提供について

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になっています。そのような中で、犯罪によって得た収益の出所などを分からなくするマネー・ローンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化しています。

こうした状況を踏まえ、現在、政府一体となって強力に対策に取り組んでおり、我が国におけるリスクの評価は、国家公安委員会が、毎年、犯罪収益移転危険度調査書を作成・公表しているところであり、今般、令和 4 年の犯罪収益移転危険度調査書が公表されました。

また、テロ資金供与に係る対策の好事例について公益法人の取組事例が内閣府大臣官房公益法人行政担当室において公表されております。

テロ資金供与に巻き込まれることは、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、医療法人全体の信頼を損ね、地域の医療提供体制を脅かすことにも繋がりますので、下記のとおり、政府の取組みを御理解の上、貴管下の医療法人へ周知いただくとともに貴職におかれましては、これらの視点を踏まえた国際展開を行う医療法人への監督を行いつつ、適切な指導を実施いただきますようお願いいたします。

記

1 令和 4 年犯罪収益移転危険度調査書の公表

令和 4 年の犯罪収益移転危険度調査書では、医療法人について、令和 3 年 8 月に公表された F A T F 第 4 次対日相互審査の結果において、N P O 等に関する優先して取り組むべき行動として、「テロ資金供与に悪用されるリスクがある N P O 等、特にリスクの高い地域で活動している N P O 等についての完全な理解を確保するとともに、リスクに見合ったアウトリーチ、ガイド

ンス提供、モニタリング又は監督を行う」とされていることを受け、リスクを評価した結果を掲載されております。医療法人制度では国際展開に関する業務を附帯業務として限定的に実施いただいているため、リスクは低いと評価しておりますが、昨今の国際情勢に鑑み、テロ資金供与に悪用される危険性も御留意の上、リスクの懸念がある医療法人があれば、適切に監督・指導いただきますとともに、当課あて連絡いただきますようお願いいたします。

2 テロ資金供与に係る対策の好事例の提供

内閣府大臣官房公益法人行政担当室において「公益法人におけるテロ資金供与対策について」（令和4年6月）が公表されており、この中で公益法人におけるテロ資金供与対策のポイントや各公益法人で実施されている取組事例が紹介されており、医療法人にも活用可能な事例もございますので、貴管下の医療法人へ提供いただくとともに、貴職におかれましても医療法人への適切な監督・指導をお願いいたします。

なお、貴管下の医療法人において、テロ資金供与に係る対策で好事例がありましたら事例をまとめて共有させていただきますので、当課あて連絡いただきますようお願いいたします。

(参考) 「犯罪収益移転危険度調査書」 (令和4年12月国家公安委員会)

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

(参考) 「公益法人におけるテロ資金供与対策について」 (令和4年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室)

https://www.koeki-info.go.jp/administration/terror_shikin_taisaku.html

【照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室

電話番号 03-5253-1111 (内線 2640)

E-mail iryouhoujin@mhlw.go.jp

4. 社会医療法人等の収入要件の見直しについて

- 社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人は、それぞれの政策目的に適った税制の優遇措置がある制度であり、そのため公的な運営に関する要件が設定されている。

- このうち「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えること」との収入要件の見直しについて令和7年度税制改正要望を行い、
 - ① 医療提供等に伴って受け取る補助金等の多寡が要件の充足に影響を及ぼさないよう、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えること、
 - ② 法人が行う医療保健業務の非営利性を確認する要件であることを明確にするため、全収入金額を医療保健業務による収入金額とすることについて、令和7年度税制改正の大綱（令和7年12月27日閣議決定）に盛り込まれたところである。
（上記の医療法人のほか、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人、厚生農業協同組合連合会も同様の収入要件があり同様に見直しする。）

【PI支26】

- これらの見直し内容については、今後、当該要件を規定している医療法施行規則や関係通知などを改正し、3月下旬に公布・発出し、本年4月1日から適用する予定であるので、その内容について把握していただくようお願いする。

1. 大綱の概要

社会医療法人等について関係法令等の改正により収入要件等の見直しが行われた後も、引き続き、社会医療法人等が行う医療保健業を収益事業から除外する等の措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 社会医療法人等については、公的な運営等を確保するため「**全収入金額（事業収益の額）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定（※1）を超えること（以下「収入要件」という。）**」等の要件が課されている。

（※1） オープン病院事業法人は60/100、それ以外は80/100

- 社会医療法人等の収入要件について、
 - ・ 補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないよう、「社会保険診療等に係る収入金額」（分子）に「**補助金等に係る収入金額（※2）**」を加えること、
 - ・ 法人が行う医療保健業務の非営利性を確保する観点から、「**全収入金額（事業収益の額）**」（分母）を「**医療保健業務（※3）による収入金額（補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）**」とする見直しを行うほか、所要の見直しを行う。

（※2） 国又は地方公共団体から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む）に係る収入金額及び国又は地方公共団体からの委託（国等に代わってその委託に係る事務を行う者からからの委託を含む）を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保険業務に係るものをいう。

（※3） 各法人の本来業務及び附帯業務(医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る。)をいう。

<参考> 社会医療法人の収入要件 ※下線が見直し部分

(分子) 社会保険診療 + 健康診査 + 予防接種 + 助産 + 介護サービス
+ 障害福祉サービス + 補助金等 に係る収入金額

(分母) 全収入金額 ⇒ 医療保健業務による収入金額

> $\frac{80}{100}$

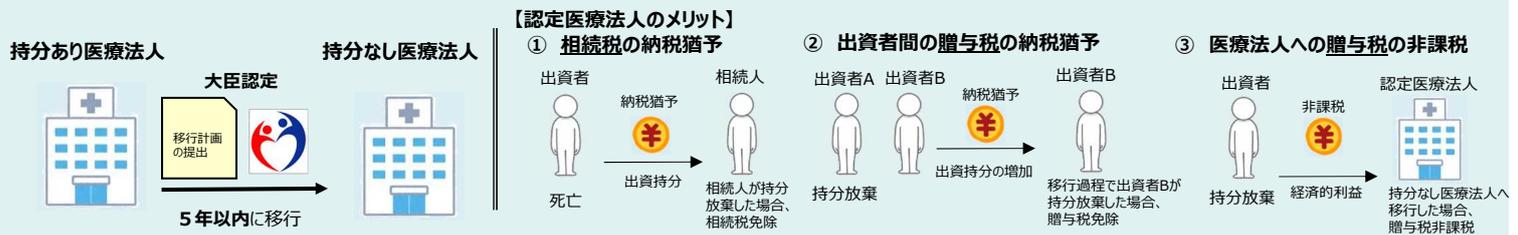
5. 持分なし医療法人への移行促進について

- 「持分あり医療法人」は、出資割合に応じた払戻しや解散時の残余財産の分配が認められており、非営利性に反するという疑義や、持分の払戻しにより法人運営に支障を来すことで安定的な医療提供体制の確保に影響を及ぼす可能性があったことから、平成18年の医療法改正により「持分なし医療法人」が原則とされ、既設の「持分あり医療法人」は自主的に「持分なし医療法人」へ移行することとされた。
 - 移行促進のため、平成26年の医療法改正により、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行計画を厚生労働大臣が認定する制度（認定医療法人制度）を創設し、併せて出資者に係る相続税等の猶予・免除を受けられる税制措置や出資者の払戻請求に対応するときに福祉医療機構の優遇融資を受けることができる措置を講じ、さらに、平成29年には、出資者の持分放棄に伴う医療法人に対するみなし贈与税の非課税措置を講じている。
 - この認定医療法人制度の現在の認定の期限は令和8年12月31日となっているが、現状 においても多くの「持分あり医療法人」が存在することや移行した法人の多くが本制度を活用している状況を踏まえ、更なる移行促進のため、本制度を更に3年延長することについて、今国会に提出した「医療法等の一部を改正する法律案」に盛り込んでいる。
- 【PI支28】
- 各都道府県におかれては、平成18年の医療法改正以降、「持分なし医療法人」への移行について医療法人への指導、助言を行っていたところであり、引き続き、移行促進に向けて認定医療法人制度の周知や相談支援などについて積極的な対応を行っていただくようお願いする。
 - また、認定医療法人から「持分なし医療法人」へ移行するための定款変更の認可申請がなされた場合には、期限までに移行が完了するよう対応をお願いする。

認定医療法人制度の延長

1 現状

- 医療法人の「非営利性」の徹底を主眼とした**平成18年の医療法改正**により、平成19年度以降は「**持分あり医療法人**」の**新規設立はできないこととなった**。
(注) 医療法人の非営利性の徹底及び地域医療の安定性の確保を図るため、医療法人の残余財産の帰属すべき者から個人（出資者）を除外し、国等に限定した。
- 平成26年の医療法改正**により「**認定医療法人制度**」が創設(平成26年10月1日施行)され、「持分あり医療法人」が「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当である場合は、厚生労働大臣の認定を受けるとともに、**税制上の優遇を受けることができることとなった**。(注) 出資者の相続人への相続税及び出資者間の贈与税の非課税措置の優遇措置を導入(下図①②)
- 平成29年10月からは、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置(下図③)も導入されたこと**等により、**認定医療法人制度の活用件数は増加してきており、持分なし医療法人への移行には欠かせない制度**となっている。
(注) 平成27年度から平成29年度に「持分あり」から「持分なし」へ移行した315法人のうち47法人(15%)が、平成30年度から令和5年度に「持分あり」から「持分なし」へ移行した1,184法人のうち887法人(75%)が認定医療法人制度を活用
- 「持分なし」への移行は着実に進んでいるものの、**現状でも多くの「持分あり医療法人」が存在することから、さらに移行を促進する必要がある**。(注) 医療法人数 平成18年度末 約4.4万法人 うち、持分あり医療法人：約4.3万法人(98%)、持分なし医療法人：約0.1万法人(2%)
令和5年度末 約5.9万法人 うち、持分あり医療法人：約3.6万法人(62%)、持分なし医療法人：約2.3万法人(38%)



2 改正内容

- 認定医療法人制度**は令和8年12月31日までの措置であるところ、当該制度を**更に3年延長**する。

※税制の優遇措置の延長については、令和8年度税制改正要望する予定。

6. 医療法人制度の適切な運用について

(医療法人の指導監督)

- 医療法人については、非営利性の確保をはじめ適正に運営されていることが基本となるので、医療法、医療法施行規則及び運営管理指導要綱等の関係通知に基づき、十分な指導監督をお願いする。また、医療法人に対する実地検査についても、例えば、地域医療に影響のある大規模病院を開設する等の医療法人について、医療法第 25 条に基づく立入検査の機会を利用して、5 年に 1 回程度、定期的を実施するなど、各都道府県の実況に応じて検討・対応をお願いしたい。

(外部監査の導入)

- 平成 29 年 4 月 2 日以降に始まる会計年度より、一定規模以上（※）の医療法人については、医療法第 51 条の規定に基づき、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けることが義務づけられている。対象となる医療法人において、監査の受審もれがないよう、引き続き所管の医療法人に指導をお願いしたい。

※一定規模以上の要件

① 医療法人（社会医療法人を除く。）

- ・ 貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 50 億円以上又は損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が 70 億円以上であること。

② 社会医療法人について（イ又はロに該当する法人）

- イ 貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 20 億円以上又は損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が 10 億円以上であること
- ロ 社会医療法人債を発行していること。

(事業報告書等の届出及び閲覧)

- 医療法人は、医療法第 52 条の規定により、毎事業年度、都道府県に対する事業報告書等の届出が義務付けられている。提出された事業報告書等の確認は、適正に法人運営がされていることの最低限の確認であり、届出漏れがないよう厳正な指導をお願いする。この点については、平成 26 年 6 月 24 日に総務省の行政評価・監視において勧告された内容に基づき、当方からも通知しているので、しっかりと対応いただきたい。
- また、事業報告書等については、令和 4 年 3 月に医療法施行規則を改正し、G-M I S（ジームス）へのアップロードによる届出を可能とし、また、都道府県においてインターネット等の方法により閲覧（令

和 5 年 4 月施行) を行うこととし、デジタル化にむけた取組みを進めている。

- 手続のデジタル化に難航している医療法人の対応等もあると思われるが、医療法人と都道府県における事務負担の軽減に資するものと考えており、御理解・御協力の上、適切な監督・指導をお願いする。
- なお、令和 7 年 4 月 1 日から、届出のためのシステムが G-MIS から(独)福祉医療機構(WAM)が構築するシステムに切り替わる。医療法人が新システムを利用するためには、事前申請が必要となるが、令和 6 年度中であれば、簡易に申請が完了する登録フォームが利用可能なので、所管の医療法人への申請勧奨をお願いしたい。
- さらに、令和 4 年度より実施している、紙媒体での届出を希望する医療法人の事業報告書等を電子化する事業は、来年度も実施予定であるが、詳細な運用は調整中であり、別途連絡するので御承知いただきたい。

(非医師の理事長の選出に係る認可)

- 医療法人の理事長は、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができるとされている。

この運用に関しては、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知)により技術的助言が行われており、具体的には、候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、適切かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には認可が行われるものである旨を示している。当該認可の取扱いについて、平成 26 年 3 月に発出した「医師又は歯科医師でない者の医療法人の理事長選出に係る認可の取扱いについて」(平成 26 年医政指発 0305 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知)により、医師又は歯科医師以外の者について要件を設定して門前払いをするのではなく、しっかりと候補者の経歴等を総合的に勘案し認可について判断していただきたい旨を通知しているところであるので、引き続き御留意いただきたい。

(社会医療法人制度)

- 社会医療法人については、令和 7 年 1 月 1 日現在で 370 法人が認定を受けている(資料Ⅱ:「2.社会医療法人の認定状況について」)。各都道府県においては、社会医療法人の認定時はもとより、認定後も

毎年の事業等の実施状況について、「社会医療法人の認定について」
(平成20年医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知)に基づき、
実地検査等を含め適正な審査・確認を行うようお願いする。

○ 社会医療法人の認定要件のうち、救急医療等確保事業の実績について、コロナ禍において、通常とは状況が異なり要件を満たさないケースが想定されることから、夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等について、令和2年2月から令和4年3月までの期間における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例的な基準値を設定しているため、その適正な運用について引き続き御協力をお願いする。

○ また、このほかにも、都道府県知事は社会医療法人が救急医療等確保事業基準を満たせなくなることで、当該医療法人に係る社会医療法人の認定の取り消し手続きを突然開始し、地域医療に混乱を与えてしまうことのないよう、社会医療法人が救急医療等確保基準を満たすことができない場合においても、当該社会医療法人に事業継続の意思があり、かつ、都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、当該社会医療法人に対して1年間の猶予を与えることができる規定がある。

そのため、各都道府県においては、救急医療等確保事業基準を満たさない法人がある場合において、一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には当該法人に対し、猶予を与え、地域医療に混乱が生じないように適切に対応いただくようお願いする。

(特定医療法人制度)

○ 特定医療法人制度について、「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準」(平成15年厚生労働省告示第147号)第2号イに定める医療施設の基準を満たしている旨の証明手続に関して引き続き御協力いただくようお願いする。

7.医療機関への緊急的な支援について

医政局医療経営支援課(内線2672)
医政局地域医療計画課
(内線2550,2665,8048)

【○人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ】

令和6年度補正予算額 1,311億円

施策名:人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ

① 施策の目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。
また、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備等が困難となっている場合への対応を図る。
加えて、賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図る。

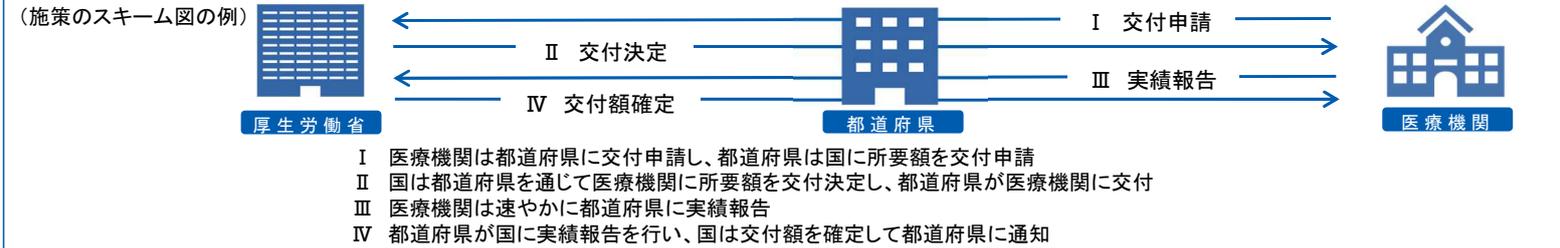
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

- 生産性向上・職場環境整備支援
 - ・ 生産性向上・職場環境整備等事業…設備導入や生産性向上の取組を進める医療機関等(ベースアップ評価料算定機関)を支援し、生産性向上・賃上げを図る
- 経営状況の急変等を踏まえた支援
 - ・ 医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援…患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援を実施するとともに、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備等が困難な病院等への支援
 - ・ 産科・小児科医療確保事業…急激な分娩減少などにより特に支援が必要な産科・小児科に対して支援を実施

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

足元の経営状況の急変等に直面している医療機関等へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【○医療分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援】

施策名:人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ
(生産性向上・職場環境整備等事業)

令和6年度補正予算額 828億円

医政局医療経営支援課
(内線2672)

① 施策の目的

賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

生産性向上に資する設備導入等の取組を進める医療機関等(ベースアップ評価料算定機関に限る。)に対して経費相当分の給付金を支給し、生産性向上・職場環境整備等を図る。

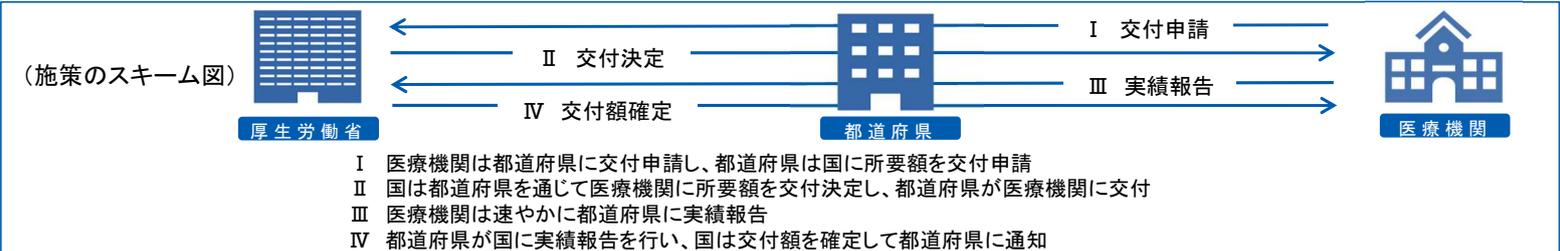
(交付額)病院・有床診療:4万円/病床数、診療所(医科・歯科)・訪問看護ステーション:18万円/施設(補助率10/10)

【生産性向上に資する取組のイメージ】

- ICT機器の導入による業務の効率化
 - ・ タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備等の導入 → 職員間の情報伝達の効率化(チーム医療の推進)
 - ・ 床ふきロボット、監視カメラ等の導入 → 清掃業務、院内監視業務等の効率化
- タスクシフト/シェアによる業務の効率化
 - ・ 医師事務作業補助者・看護補助者の配置 → 医師・看護師の業務効率化(診断書作成、病室内の環境整備や看護用品の整理等)

※ 新たに配置する際に必要な経費の他、既に雇用している職員の人件費に充てることが可能

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療機関等へ業務の生産性向上に資する財政支援を行うことで、職場内の生産性向上・環境整備等を図り、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【〇医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援】

施策名：人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ
 (医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援)

令和6年度補正予算額 428億円

医政局地域医療計画課(内線2550、2665)

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

	I	II	III
○			

- 効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。
- また、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備等が困難となっている場合への対応を図る。

③ 施策の概要

- 患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援
 (概要) 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給付金を支給する。
 (交付額) 病院(一般・療養・精神)・有床診:4,104千円/床
- 現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備等が困難な病院等への支援
 (概要) 整備計画を進めており、国庫補助事業の交付対象となる医療機関等を対象として、施設整備を進めるために必要な給付金を支給する。
 (交付額) (市場価格-補助事業単価) × 国負担分相当

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- I 医療機関は都道府県に交付申請する際に病床削減数又は補助対象㎡数を申請し、都道府県が内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県に所要額を交付決定(補助率10/10)し、都道府県が医療機関に支給
- III 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

足元の経営状況の急変等に直面している医療機関等へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【〇出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援】

施策名：人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ
 (産科・小児科医療確保事業)

令和6年度補正予算額 55億円

医政局地域医療計画課
(内線8048)

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

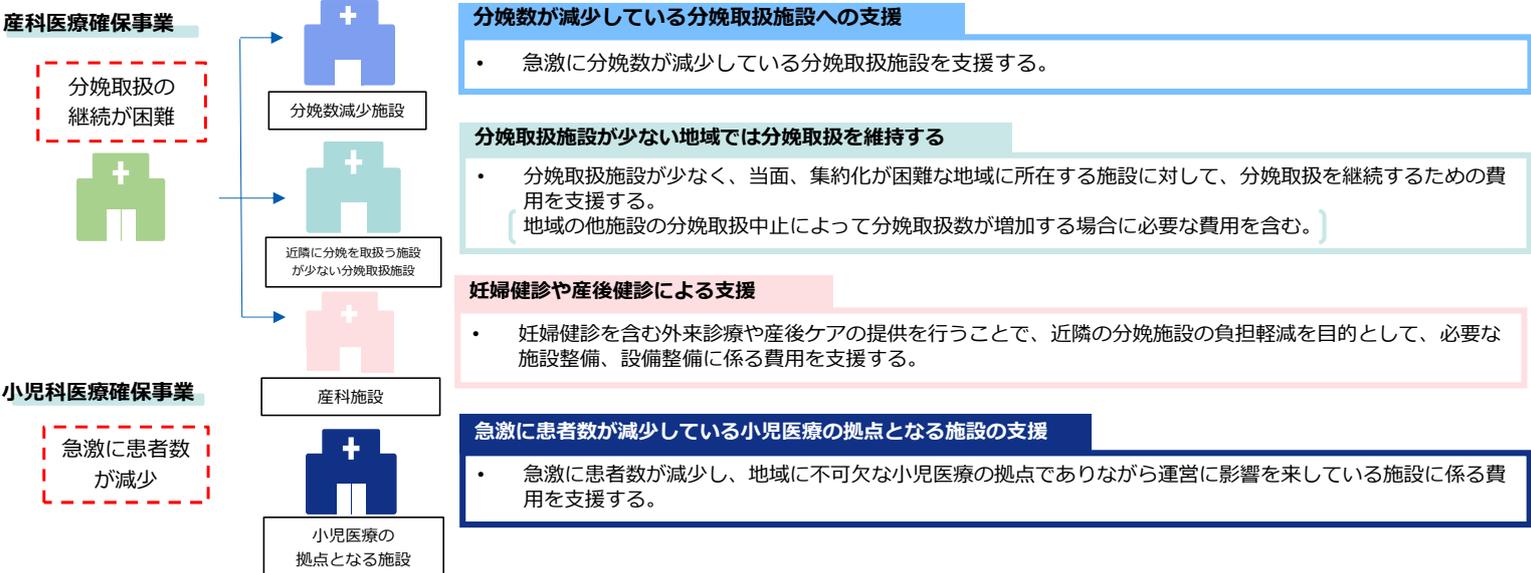
	I	II	III
○			○

地域で子どもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保する

③ 施策の概要

- 特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援する
- 地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行う

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

出生数減少や少子化等の影響を受ける施設を支援することで、地域の周産期医療・小児医療の体制を確保する

重点支援地方交付金の追加

令和6年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 1兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 0.5兆円、②推奨事業メニュー 0.6兆円)
※ この他、「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金(0.6兆円)を措置。
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子ども1人あたり2万円を加算
② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

重点支援地方交付金

追加額1.1兆円(I及びIIの合計)

令和6年度補正予算

I. 低所得世帯支援枠(0.5兆円)

- ・ 低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を目安として給付。
- ・ 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども1人あたり2万円を加算措置。

II. 推奨事業メニュー(0.6兆円)

生活者支援	事業者支援
① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援 ※ 住民税非課税世帯に対しては上記Iによる支援を行う。	⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援 ※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、子ども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。	⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援 配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
③ 消費下支え等を通じた生活者支援 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援 ※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。	⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援	⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えられるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。